

一般人（在留邦人）の署名（および捺印）証明（24号口）

内 容	申請人が領事の面前で私文書上の署名および捺印を行ったことに相違ないことを証明するもの。
使 用 目 的	本邦市区町村役場が発行する印鑑証明に代わる証明として発行するもの。提出先は原則として本邦の関係機関となる。 主な使用目的は次のとおり。 (1) 遺産分割協議手続。 (2) 不動産登記関係手続。 (3) 自動車名義変更（廃棄）手続。 (4) 銀行口座の名義変更に係る手続。 (5) その他、各種契約・申請等に係る手続。
条 件	(1) 申請人は日本国籍を有している者に限る（注1）。 (2) 申請人本人が在外公館へ出頭し、領事の面前で自ら署名する（注2）。 (3) 原則として本邦に住民登録がないこと（注3）。
必 要 書 類	本人であることを立証する公文書（注4）。 登記手続の場合は、単独形式（形式2）は受理されないこともあるので、右を念頭に対応する。
形 式	(1) 形式1－貼付の署名証明（署名すべき文書が日本語である場合）。 (2) 形式2－単独の署名証明（同上（注5））。 (3) 形式3－貼付の署名証明（署名すべき文書が外国語である場合）（注6）。
注 意 事 項	(注1) 二重国籍者を含む。外国籍者は取り扱わないが、元日本人の場合、不動産登記・遺産相続・所有財産整理手続きは対応してよい。 (注2) 代理申請は認められず、事前に署名および捺印したものは削除し新たに署名させる。 (注3) 本邦に住民登録がある場合や住民登録の有無の確認ができない場合で、例外的に申請を受け付けられる条件は「署名証明マニュアル」の2. 発給条件を参照。 (注4) 旅券または現地当局発行の写真付き身分証明書、運転免許証等。 (注5) 形式1か形式2にするかは、本邦提出先の意向次第。 (注6) 署名証明書は原則として本邦関係機関に提出されるものであるため、例外的に外国の関係機関に提出される場合に使用するものである。また、外国文での単独の署名証明は取り扱わない。

署名(及び押印)証明マニュアル

目 次

1. 概説	2
2. 発給条件	3
3. 必要書類	5
4. 証明形式について	6
5. 作成要領	7
6. 執務参考資料	12
(1) 署名(及び押印)証明申請書	12
(2) 証明書形式	13

署名(及び捺印)証明

【1. 概説】

(1) 署名証明とは

署名(及び捺印)証明(以下「証明書」という。)は、領事担当官の面前で行われた私文書上の署名及び捺印が申請人のものに相違ないことを証明するものであり、外国関係機関あて等一部例外を除いて、本邦市区町村役場発行の印鑑証明に代わるものとして本邦での手続に使用する。

なお、私文書の内容に疑義がある、又は証明書が不当に使用されるおそれがあると判断される場合には本件証明を行わない。

また、当該証明は本邦公証人が取り扱う私署証書の認証の効力は伴わない。

(注1) 本人の署名を証明するのは、基本的に滞在国の公証人であり、当該証明は、在留邦人の利益保護の観点からなされる便宜的な証明である。

したがって、日本国籍を有しない者は証明の対象とならない(元日本人に対する例外措置については、後述2.(1)(注)参照)。

(注2) 在外公館は、署名と捺印双方を証明する。申し出により署名のみを証明することもできる。ただし、この場合、本邦提出先の意向を申請人にあらかじめ確認してもらう。(5.(4)(イ)(b)(i), 5.(4)(ロ)(b)(i)参照)。

なお、捺印だけの証明を目的とする場合は取り扱わないが、身体障害、高齢等のため署名が困難である申請人からの申し出の場合は、証明書にその旨領事が明記した上で取り扱って差し支えない。

(注3) 翻訳証明に代わる処理として翻訳宣誓書形式の署名証明の発行也可能である。(詳細は、証明マニュアルの「翻訳証明」の1.(4)参照)

(注4) 館長又は臨時代理自身の署名(及び捺印)証明については、諸証明の発給権者である自己の署名(及び捺印)について証明することができる。手数料は徴収する。ただし、この場合、本邦提出先が受け付けるかどうかについてあらかじめ確認する必要がある。

(2) 主な使用目的例

(イ) 遺産分割協議手続

(ロ) 不動産登記手続(委任状等)

(ハ) 自動車名義変更(廃棄)手続(委任状等)

(二) 銀行口座の名義変更に係る手続

(ホ) その他、各種契約・申請等に係る手続

(注1) 遺産の相続放棄(民法第915条, 第938条)の場合, 同放棄書は本邦の家庭裁判所での手続に提出されるので, 取り扱って差し支えない。

(注2) 「被相続人の生前において, 相続分に等しく, 又は相続分を超えて贈与を受けていたので, 相続分は存在しない。」とする相続分不存在の証明の場合(民法第903条)も, 取り扱って差し支えない。

(3) 提出先

(イ) 原則として証明書は本邦の関係機関に提出される(官公署に限らない)。

(ロ) ただし, 申請人が滞在国の関係機関へ提出することを希望する場合は, 下記(a)又は(b)のいずれかに該当する場合に限り, 外国文(形式3, 又は任国の言語)で発給して差し支えない。

なお, いずれにも該当しない場合は, 事情を付し本省に経査する。

(a) 申請を受け付ける在外公館の所在(管轄)する国に公証人の制度が存在しない場合。

(b) 提出先より, 我が国の在外公館発行の署名証明を要求されていることが文書又は当該国の法制度等により確認できる場合。

(ハ) 申請人が第三国の関係機関へ提出することを強く希望する場合は, 提出先, 使用目的を聴取のうえ, また当該国(地域)関係当局より署名証明を要求されていることを証する書類の写し等参考となる資料を提出させ本省に経査する。

(4) 手数料

領事官の徴収する手数料に関する政令第1項第24号「ロ」に定める手数料を徴収する。

【2. 発給条件】

(1) 日本国籍の確認

現に日本国籍を有する者であること(3. 参照)。

(注) 元日本人に対する例外措置

元日本人については, 本邦官公署発行の公文書をもって日本国籍を有していたことが明らかであり, かつ, 以下(イ)又は(ロ)のいずれかの使用目的に該当する場合は取り扱って差し支えない。

(イ) 遺産相続に関する本邦での手続の場合

遺産分割協議書への署名, 遺産の相続放棄に係る手続, 不動産の登記, 証券の名義変更, 銀行口座の名義変更等

(ロ) 本邦にて所有する財産の整理に係る場合

本邦の不動産の売却(譲与)に係る手続, 自動車の売却(譲与, 廃棄)に

○ 係る手続、証券の売却(譲与)に係る手続等

(この措置は、日本人であった時に所有していた財産の整理等の手続について対象とするものであり、外国人として新たに財産を所有するための手続では取り扱わない。また、日本人であった際所有していた財産であるかどうかの判断が困難な場合は、当該財産を手放す手続(譲与、廃棄等)の場合に限り取り扱うこととする。)

また、本邦での手続の際は、提出先より証明書の他に現住所の証明として在留証明を要求される場合が多いが、元日本人については、居住証明にて対応する。

(2) 本邦住民登録の有無の確認

○ (イ) 在外公館が取り扱う署名証明は、原則として海外に長期間在住のため本邦の住民登録が抹消されたことにより本邦で印鑑証明が取得できない邦人に對し、印鑑証明の代わりとして便宜的に発給している行政証明である。したがって、本邦に住民登録を有していないことを申請者に口頭にて確認する必要がある。

(ロ) なお、本邦に住民登録がある者よりの申請、あるいは住民登録の有無の確認が出来ない者からの申請は、原則として以下(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は例外的に申請を受け付けて差し支えない(なお、本邦に住民登録があることにより、提出先から市区町村役場発行の印鑑登録証明書の提出を改めて求められる等、最終的に在外公館が発行した署名証明が受理されない可能性があり得る旨説明する)ものとするが、発給の可否について判断に苦慮する場合は本省に経伺する。

○ (a) 長期滞在者(在留届の提出等により客観的に本人確認できる在留邦人)であって、証明書の使用目的に特段の事情があると判断され、かつ、本邦市区町村役場が発行する印鑑証明の代わりとして、本邦提出先において在外公館の発行する証明書を受理されることが申請人を通じ確認できる場合。

(b) 滞在国関係機関から特に要求があり、邦人の便宜上真に必要と認められ、外国文により証明する場合(1. (3) (ロ) 参照)。

(注1) 本邦に住民登録がある場合で、証明書の使用目的が不動産登記や自動車登録の場合には、不動産登記令(第16条)、自動車登録令(第16条)の規定に基づき、それぞれ本邦市区町村役場が発行する印鑑証明の提出が義務付けられている。

(注2) 本邦に住民登録がある申請人の場合は、署名証明が本邦において有効に活用されることもあるため、原則として使用目的が限定される形式1のみの対応とする。(ただし、本邦提出先が形式2を受け入れることが申請人を通じて確認できる場合は、形式2の発給を

可とする。)

(ハ) 短期旅行者(海外の国や地域を転々としている旅行者等)からの申請については、本邦の住民登録の有無を申請人に口頭にて確認の上、使用目的及び提出先(担当部署、連絡先電話番号)を付して本省に経伺する。

(注)一般的に本邦における諸手続においては、署名証明は在留証明と一緒に求められる場合があり、また、本邦関係機関では署名証明は海外に長期在住している邦人に對し発給されるものであると理解されているので、当該申請人があたかも海外に在住しているような誤解を与える可能性がある。したがって、原則として在留証明の発給の対象とならない短期旅行者に對し、安易に署名証明を発給すれば本邦提出先より在留証明も併せて要求されるといった事態も生じかねないので、この点留意する必要がある。

(3) 受付時の証明申請意思の確認

特に判断能力に問題があると認められる申請人の場合には、申請人の意思とは関係なく、親族又は知人等のすすめにより、証明書を申請することがあり得るので、必ず証明書の必要性につき申請人本人に確認する。

仮に申請人本人の判断力がないと判断される場合は、日本の法律にしたがった手続により後見人又は保佐人を指定させ、申請人(被後見人・被保佐人)名義の書類(不動産登記手続書類、銀行口座名義変更手続書類等)に後見人又は保佐人に代理署名させる。

申請を受け付ける場合は、裁判所からの後見人又は保佐人であることが分かる確定審判書謄本又は法務局の後見登記事項証明書を提示させる。

(4) 申請先公館

証明書の発給対象者は、原則、各在外公館の管轄区域内に長期に居住する邦人であること。ただし、同一国内であっても他公館の管轄区域内に居住する者や他国に居住する者が、本来申請に赴くべき公館よりも地理的に近く、申請が容易である等の理由(例えば、フランス国に居住する者がイス所在の在ジュネーブ総領事館で申請する)で來訪した場合は、居住地に所在する在外公館以外の公館が発行した証明書が提出先において受理されることが確認できる場合に限り、取り扱って差し支えない。

【3. 必要書類】

申請人の本人確認のための必要書類については、以下のとおり。

(1) 日本人の場合

有効な日本国旅券、又は

戸籍謄(抄)本(原則として発行後3ヶ月以内のもの)に加え、運転免許証や任国官憲が発行した写真付きの外国人登録証などの身分証明証等。

日本国籍を喪失していないことを確認するために、要すれば滞在資格を証する書類。

(2) 元日本人の場合

失効した日本国旅券、又は

戸籍(除籍)謄(抄)本(原則として発行後3ヶ月以内のもの)に加え、運転免許証や任国官憲が発行した写真付きの身分証明証等。

(注) 証明書発給申請に係る本人確認資料は原本を提示させることとする。

ただし、やむを得ない事情により、申請時には写し(コピー)の提示しかできない場合で、特段の疑義がない場合は、後日、原本の提示を行う旨の誓約書を取り付けた上で、申請を受理して差し支えない。

【4. 証明形式について】

(1) 「形式1(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が日本語である場合)」

「形式1」は、申請人が「署名すべき書類(『遺産分割協議書』、『委任状』等)」を所持しており、当該書類に申請人が領事担当官の面前で署名したことを証明するものである。

在外公館の証明形式(ページ)は申請人が持ち込んだ書類に貼付され、その綴じ目に公館長の契印が捺印される(5.(4)(イ)(d)参照)。

なお、通常、本邦の法務局での手続には「形式1」が要求され、「形式2」は受理されることもあるので右を念頭に対応ありたい

(2) 「形式2(単独の署名証明)」

「形式2」は、市区町村が発行する印鑑証明のような形式で、一枚の証明書上に申請人の「署名及び押印」及び「人定事項」を記載し、右を証明するものである。

(3) 「形式3(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が外国語である場合)」

通常、証明書は本邦関係機関に提出されるため、上記(1)及び(2)がほとんどであるが、例外的に外国の関係機関に提出される場合に使用する(1.(3). (口)参照)。

(注) 外国文の「単独の署名証明(形式2)」は発行しない。

【5. 処理要領】

(1) 申請書の記入

申請人に署名(及び捺印)証明申請書(6.(1)参照)を記入させる。

その際、以下の点に注意し記入するよう案内する。

(イ) 「貼付形式の署名証明」と「単独の署名証明」の2つの形式がある
(「形式3」は案内不要)(4. 参照)。

(ロ) 氏名欄には原則として戸籍に記載のとおり記入させる。

ただし、日本語を解きない等で戸籍記載の漢字氏名を申請書に記入できない場合は、常用漢字、ひらがな・カタカナ、アルファベット(旅券上の氏名のとおりとする)等を用いて、記入する。

(注) 申請書の漢字氏名表記については、旅券提示であれば特に必要がないが、戸籍謄(抄)本を提示する場合は、表記を確認する必要がある。

(ハ) 旅券番号欄には有効期限内の日本旅券番号のみが記載される(外国旅券の番号、又はその他の証明書番号は証明書に記載しないので不要)。

(二) 申請書「使用目的」欄及び「提出先」欄は、証明書が他の目的に使用(悪用又は流用等)されることを抑止する観点からも、必ず記入させる。

(ホ) 証明書の使用目的や提出先が正確にわからない場合は、次の記入例を参考にして記入させることとする。

(記入例)

○ 使用目的が正確に分からぬ場合

- ・ 実際は「遺産相続に係る銀行口座名義変更(又は証券名義変更)手続」→他方「遺産相続手続」でも可。
- ・ 実際は「不動産登記に係る本邦代理人への委任状作成」→他方「不動産購入」でも可。

○ 提出先が正確に分からぬ場合

- ・ 実際は「東京法務局港支局」→他方「法務局」でも可。
- ・ 実際は「東京運輸支局」→他方「車のディーラー」でも可。
- ・ 実際は「家庭裁判所」→他方「〇〇司法書士事務所」でも可。

(注1) 申請書には、あらかじめ公館名(在〇〇〇〇日本国総領事)等変更のない点について、不動文字を挿入し、また、使用目的をチェック項目等で選択できるよう、記入すべき項目の軽減を図ることが望ましい。

(2) 日本国籍の確認(2.(1)参照)

(3) 申請の意思確認(2.(3)参照)

(4) 証明形式別作成要領

(イ) 形式 1(貼付形式の署名証明：署名すべき文書が日本語である場合)

(a) 必要事項の記載

申請書に基づき、形式 1 の証明書に館側又は申請人にて必要事項を記入し、備考欄等空白の部分は斜線で削除する(下記(iii), (iv))。

(i) 氏名欄に申請書と同じ氏名をタイプ打ち、又は手書きで記入する。(5. (1) (口) 参照)

(ii) 生年月日欄(及び氏名をアルファベットで記入した場合の氏名欄)は旅券等で確認の上記入する。

(iii) 有効な日本国旅券を所持していない場合、又は正当な理由により有効な日本国旅券が提示できない場合は旅券番号欄を斜線で削除する。

(iv) 備考欄は、「右手親指以外で捺印した場合の指の名称」、「法定代理人が署名した場合の代理人氏名・続柄」、「後見人が代理署名した場合の代理人氏名・続柄」、「現在の国籍」等を記載することとするが、備考欄に記載する事項がない場合は、当該欄を斜線で削除する(2. (1), 2. (3) 及び 5. (4) (イ) (b) (iv) 参照)。

(b) 領事担当官面前での署名

申請人が持ち込んだ文書の署名すべき欄には、領事担当官の面前で貼付書類に署名及び捺印させる。

(i) 署名及び捺印の両方を証明する。

ただし、申請人が署名のみを希望する場合、又は捺印を拒否する場合は、捺印がないことにより本邦での手続に支障がないかを確認の上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(ii) 署名箇所には、原則として戸籍に記載されている氏名を使用させる。

ただし、申請人が日常用いている署名を使用したいと希望する場合は、本邦での手続に支障がないかどうか申請人にあらかじめ確認させた上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(iii) 事前に署名及び捺印した文書を持参した場合には、文書を新たに作成させるか、既にある署名及び捺印の下、又は脇に、再度領事の面前で署名させた上で証明する。事前の署名及び捺印は斜線(「×」印)で抹消する。

(iv) 捺印は右手親指を原則とし、右手親指を欠損している場合は左手親指とし、両手の親指を欠損している場合は、順次右手人差指、左手人差指とする。

なお、捺印が右手親指以外の場合は、証明書備考欄にその名称を記載する(「捺印は左手親指」又は「指印は左手人差指」等)。

(c) 証明書に証明書番号(証明書発給台帳より採番)、発給年月日及び発給者(館長又は臨時代理)の官職氏名を記載の上、角型公館長印を捺印

する(朱肉使用)

- (d) 作成した証明書を原則原文書末尾に貼付し、その貼付はのりしろを確保できる部分を確保の上、その縫じ目に角型公館長印を用いて契印する(朱肉使用)。(改ざん等防止の観点からのりづけを原則とする。)
- (e) 署名した項(ページ)と完成した証明書の写しをとる。
- (f) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。
- (g) 証明書発給台帳に記入する。
- (h) 申請書、署名した項(ページ)及び証明書の各写しは公館にて保存する。保存期間3年。

○ (口) 形式2(単独の署名証明)

(a) 必要事項記載

申請書に基づき、形式2の証明書に館側又は申請人にて必要事項を記入し、備考欄等空白の部分については、斜線で削除する(下記(iii), (iv), (v))。

- (i) 氏名欄に申請書と同じ氏名をタイプ打ち、又は手書きで記入する(5.(1)(口)参照)。
- (ii) 生年月日欄(及び氏名をアルファベットで記入した場合の氏名欄)は旅券等で確認の上記入する。

(iii) 有効な日本国旅券を所持していない場合、又は正当な理由により有効な日本国旅券が提示できない場合は旅券番号欄を斜線で削除する。

(iv) 備考欄は、「右手親指以外で捺印した場合の指の名称」、「法定代理人が署名した場合の代理人氏名・続柄」、「後見人が代理署名した場合の代理人氏名・続柄」、「現在の国籍」等を記載することとするが、備考欄に記載する事項がない場合は、当該欄を斜線で削除する。

(v) 下記(c)の公館長印捺印前に内容の正誤につき申請者に確認する。

(b) 領事担当官面前での署名

証明書の署名欄に、領事担当官の面前で署名及び捺印させる。

(i) 署名及び捺印の両方を証明する。

ただし、申請人が署名のみを希望する場合、又は捺印を拒否する場合は、捺印がないことにより本邦での手続に支障がないかどうか確認の上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(ii) 署名箇所には、原則として、戸籍に記載されている氏名を使用させる。

ただし、申請人が日常用いている署名を使用したいと希望する場合は、本邦での手続に支障がないかどうか申請人にあらかじめ

確認させた上(口頭でよい)取り扱って差し支えない。

(iii) 拙印は右手親指を原則とし、右手親指を欠損している場合は左手親指とし、両手の親指を欠損している場合は、順次右手人差指、左手人差指とする。

なお、拙印が右手親指以外の場合は、証明書備考欄にその名称を記載する(「拙印は左手親指」又は「指印は左手人差指」等)。

(c) 証明書に証明番号(証明書発給台帳より採番)、発給年月日及び発給者(館長又は臨時代理)の官職氏名を記載の上、角型公館長印を捺印する(朱肉使用)。

(d) 完成した証明書の写しをとる。

(e) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。

(f) 証明書発給台帳に記入する。

(g) 申請書及び証明書の各写しは公館にて保存する。保存期間3年。

(ハ) 形式3(貼付形式の署名証明:署名すべき文書が外国語である場合)

(a) 必要事項記載

申請書に基づき、証明書にアルファベットで申請人氏名(旅券上の氏名のとおりとする。)及び生年月日をタイプ打ち、又は手書きで記入する。

(b) 領事担当官面前での署名

申請人が持ち込んだ文書の署名すべき欄に、領事担当官の面前で署名させる。

(注) 事前に署名(及び拙印)した文書を持参した場合には、文書を新たに作成させるか、既にある署名(及び拙印)の下又は脇に、再度領事の面前で署名させた上で証明書する。事前の署名(及び拙印)は斜線(「×」印)で抹消する。

(c) 証明書には証明番号(証明書発給台帳より採番)を記入し、公館長又は担当官(代理署名の指定を受け本省に報告済みの者)が署名し、氏名・官職・公館名を記載の上、丸型館印を捺印する(青又は黒スタンプインク使用)。

なお、担当官が署名した場合は、公館名(大使館(総領事館)の場合)の下に「(for the Ambassador (for the Consul General))」と記載する。

(d) 作成した証明書を原則原文書末尾に貼付し、その貼付はのりしろを確保できる部分を確保の上、その綴じ目に丸型館印を用いて契印する(青又は黒スタンプインク使用)。

(e) 署名した項(ページ)と完成した証明書の写しをとる。

- (f) 証明手数料は1通毎に第24号「口」の手数料を徴収する。領収書は複数の証明分を取りまとめて1枚の領収書で発行して差し支えない。
- (g) 証明書発給台帳に記入する。
- (h) 申請書、署名した項(ページ)及び証明書の各写しは公館にて保存する。保存期間3年。



署名(および捺印)証明申請書

令和 年 月 日

在〇〇日本国大使(総領事)殿

以下の目的のため私の署名(及び捺印)証明を申請します。

●必要な証明形式(「形式1」または「形式2」)にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 「形式1」(貼付型)	<input type="checkbox"/> 「形式2」(単独型)
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および捺印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要通数 通	必要通数 通
合計	通

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。)		
アルファベット			
生年 月日	明・大 昭・平・令	年 月 日	日本 旅券番号
現住所	外国語:-----		

私は、日本の住民登録を、 [抹消しています。] [抹消していません。]

住民登録市区町村役場名 :	[都・道 府・県]	(郡)	[市・区 町・村]	抹消してい ない場合
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行手続き等)			
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等)			

日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?

有 無

連絡先	(自宅・勤務先・携帯)		
備考			

申請人署名

署名(および捺印)証明申請書

令和元年 5月 1日

在ニューヨーク日本国総領事殿

以下の目的のため私の署名(及び捺印)証明を申請します。

●必要な証明形式(「形式1」または「形式2」)にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 「形式1」(貼付型)	<input type="checkbox"/> 「形式2」(単独型)
署名をする必要のある書類に、申請人が署名したことを証明する形式です。お手持ちの書類に、大使館(総領事館)の証明が貼付されます。	市区町村役場で発行される印鑑証明のように申請人の署名および捺印であることを、一枚の証明書として発行します。
必要通数 3 通	必要通数 通
合計 3 通	

申請人氏名	(※読みやすい字体で原則として戸籍上の氏名を記入してください。)		
アルファベット	SHOMEI Hanako		
生年 月日	大・明 昭・平・令	50年 8月 23日	日本 旅券番号 MA0123456
現住所	299 Park Avenue, New York, NY 10171, U.S.A		
外国語: _____			

私は、日本の住民登録を、 〔 <input type="checkbox"/> 抹消しています。〕〔 <input type="checkbox"/> 抹消していません。〕			
住民登録市区町村役場名:	〔都・道 府・県〕	(郡)	〔市・区 町・村〕
使用目的	(遺産分割協議書への署名、不動産登記、車の名義変更、銀行手続き等) 不動産登記		
提出先	(〇〇法務局、〇〇運輸支局、〇〇銀行、司法書士、行政書士等) ×××法務局		
日本の住民登録(印鑑登録)を抹消していない方の場合、提出先関係機関が、日本国大使館(総領事館)の証明を要求していますか?		有	無
連絡先	(自宅・勤務先・携帯) 212-3XX-XXXX		
備考			

申請人署名 XXXXX

(2) 証明書形式：見本

形式 1:貼付

証 明 書

以下身分事項等記載欄の者は、本職の面前で貼付書類に署名（及び捺印を押捺）したことを証明します。

身分事項等記載欄	
氏名：	証明花子
生年月日：(明・大・昭・平・令)	45年 4月 6日
日本旅券番号：	MA0000000
備考：	

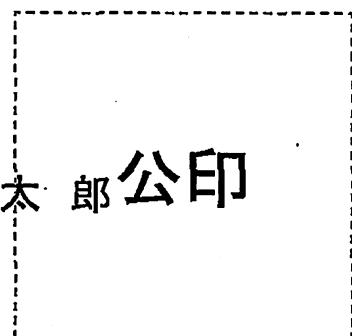
※氏名の漢字等綴りは申請人の申告に基づく場合があります。

証第 一 号

令和 元年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク 日本国総領事館

総領事 外務太郎 公印



見本

証明書

以下身分事項等記載欄の者は、本職の面前で以下の署名欄に署名(及び捺印を押捺)したことを証明します。

身分事項等記載欄	
氏名 :	証明花子
生年月日 :	(明・大・昭・平・令) 45年 4月 6日
日本旅券番号 :	MA0000000
備考 :	

※氏名の漢字等綴りは申請人の申告に基づく場合があります。

署名 : 証明花子 (捺印)

証第 一 号

令和 元年 ○ 月 ○ 日

在 ニューヨーク 日本国総領事館

総領事 外務太郎公印

(手数料:)

見本

Cert. No. -

CERTIFICATE

This is to certify that the signature of Mrs. SHOMEI Hanako
born on April 6th, 1970., affixed to the accompanying document, is
genuine.

New York

(place)

April 1st, 2008

(date)

丸印

GAIMU Taro

GAIMU Taro
Consul-General
Consulate-General of Japan
at New York

(fee :)

(代理署名者の場合)

丸印

SATO Jiro

SATO Jiro
Vice-Consul
Consulate-General of Japan
at New York
(for the Consul General)